

地域創生総合支援事業（サポート事業）の概要

■地域創生総合支援事業(サポート事業)とは？

地域創生総合支援事業（サポート事業）は、地域の特性を活かした魅力ある生活圏づくりを推進していくため、地域づくり団体等が行う地域振興のための事業に対して県から補助金を交付する制度です。

■補助内容等 ☆「一般枠」、「市町村枠」及び「過疎・中山間地域活性化枠」で異なります。

一般枠

| 対象地域 | 実施主体 | 補助率 | 補助限度額 | 対象事業費の下限 |
|--|------|-----------------|--|------------|
| | 民間団体 | | | |
| 一般地域 ■白河市 （過疎・中山間地域を除く） ■泉崎村 ■中島村 ■矢吹町 | ○ | 原則（*1） 2/3以内 | 原則 500万円 ※主な活動場所が県南地方振興局管内である補助事業者が、管内以外の特定の地域や団体と交流事業を行う場合は700万円。 | 原則 50万円 |
| 過疎・中山間地域 （●：過疎、◆：中山間） ■白河市 （●旧表郷村、旧大信村） （◆旧白河市古関村、旧東村） ◆西郷村 ◆棚倉町 ●矢祭町 ●埴町 | ○ | 原則 2/3以内 | | |
| 特定過疎地域 ■鮫川村 | ○ | 原則 3/4以内 | | |

注：民間団体は、地域の皆さんが自主的に組織されている団体（地域づくり団体、実行委員会）などのことです。

*1 「原則」とあるのは、振興局長が特に認める場合、それぞれ超える（下限額は下回る）ことができます。

◇どのような事業が対象となるのか？

○地域の活性化に効果があると認められる、広域的視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事業が対象になります。

○「震災復興や、風評被害を払拭するため、地域一丸となって活動したい！」、

「商店街を活気づけたい！」、「スポーツで子供達を盛り上げたい！」、

「地域にある史跡を観光資源にしたい！」、「町の農産物を使って、特産品を商品化するぞ！」、といった、震災復興に関連する事業や地域資源の活用を図る事業、地域情報の発信、地域イベントの実施などの様々な内容のものが対象となります。

○「令和6年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針」（P.7）に基づいて採択します。

市町村枠

| 対象地域 | 実施主体 | | 補助率 | 補助金限度額 | 対象事業費 の下限 |
|--------|------|---------------|--|---------------|--------------|
| | 市町村 | 複数市町村の 連携体 | | | |
| 県南地方全域 | ○ | ○ | ▽市町村 原則(*1) 3/4以内(*2) ▽複数市町村の連携体 原則 4/5以内 | 原則 1,000万円 | 原則 50万円 |

*1 「原則」とあるのは、振興局長が特に認める場合、それぞれ超える（下限額は下回る）ことができます。

*2 特定過疎地域は4/5以内。

○一過性のものではなく、継続的に取り組み、地域創生の推進に資する事業で、かつ具体的な効果が見込める事業を対象とします。

○原則として、市町村の総合戦略等に位置付けられた事業を対象とします。

○廃校又は空き家等を活用した事業に限り、インフラ施設等の整備・改修も補助の対象となります。

【市町村枠における健康関連事業について】

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業（以下「健康関連事業」）については、従来の市町村枠事業とは別立てで実施できるものとします。

■ 対象事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

<対象外経費について>

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象外ですので留意してください。

- (1) 工事請負費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費及び消耗品費（汎用性が高く、かつ、1年以上にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるもの）
- (4) 個人給付と認められる経費（参加者への記念品代、お土産代及び賞品代並びに打ち上げ等の飲食代（弁当代、酒代）等）

■ 補助限度額

500万円

- その他要件等は、従来の市町村枠事業と同様です。

過疎・中山間地域活性化枠(集落等活性化事業)

| 対象地域 | 実施主体 | 補助率 | 補助金限度額 | 対象事業費 の下限 |
|---|------|--|-----------------------------------|--------------------|
| | 集落等 | | | |
| 中山間地域 ■白河市 (旧白河市古関村、旧東村) ■西郷村 ■棚倉町 | ○ | ① 集落等再生事業 4/5以内 ※「集落等再生計画」を策定し、その計画に基づき事業又は「大学生と集落の協働による地域活性化事業」で策定した「集落の活性化に向けた計画」に基づく事業を実施する場合は 100万円までは10/10以内、 100万円を越える部分は4/5以内 ② 集落等再生計画策定事業 10/10以内 | ① 原則 500万円 ② 原則 30万円 | 原則 25万円 (*1) |
| 過疎地域 ■白河市 (旧表郷村、旧大信村) ■矢祭町 ■埴町 | | | | |
| 特定過疎地域 ■鮫川村 | | | | |

*1 「原則」とあるのは、振興局長が特に認める場合、それぞれ超える（下限額は下回る）ことができます。

○集落等再生事業（単なる維持修繕を除く。）が対象になります。

過疎・中山間地域活性化枠(スタートアップ支援事業(収益事業))

| 対象地域 | 実施主体 | 補助率 | 補助金限度額 | 対象事業費 の下限 |
|---|--------------|--------|--|--------------|
| | 民間企業 協定団体 | | | |
| 中山間地域 ■白河市 (旧白河市古関村、旧東村) ■西郷村 ■棚倉町 | ○ | 9/10以内 | 原則 300万円 (*1) ※3か年を限度に継続を認める場合は補助の累積額を300万円とする。 | 原則 20万円 |
| 過疎地域 ■白河市 (旧表郷村、旧大信村) ■矢祭町 ■埴町 | | | | |
| 特定過疎地域 ■鮫川村 | | | | |

*1 「原則」とあるのは、振興局長が特に認める場合、それぞれ超える（下限額は下回る）ことができます。

○地域に根差した収益活動の立ち上げに係る事業（既に収益事業を実施している団体における業態転換や新分野への進出、事業拡大等は除く。）が対象になります。

過疎・中山間地域活性化枠(集落ネットワーク圏形成事業)

| 対象地域 | 実施主体 | 補助率 | 補助金限度額 | 対象事業費 の下限 |
|---|------|---|---|--------------|
| | 市町村 | | | |
| 中山間地域 ■白河市 (旧白河市古関村、旧東村) ■西郷村 ■棚倉町 | ○ | ① 小さな拠点づくり事業 原則 9/10以内 (*1) ※工事請負費及び備品購入費(取得価格 又は効用の増加価格が50万円以上の 機械、器具、その他の備品)については 2/3以内 ② 小さな拠点づくり計画 策定事業 原則 9/10以内 | ① 原則 500万円 ※3か年を限度に継続 を認める場合は補助の 累積額を500万円と する。なお、累積額には 小さな拠点づくり計画 策定事業分を含む。 ② 原則 50万円 | 原則 25万円 |
| 過疎地域 ■白河市 (旧表郷村、旧大信村) ■矢祭町 ■埴町 | | | | |
| 特定過疎地域 ■鮫川村 | | | | |

*1 「原則」とあるのは、振興局長が特に認める場合、それぞれ超える(下限額は下回る)ことができます。

○市町村又は小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体が行う小さな拠点づくり事業が対象になります。

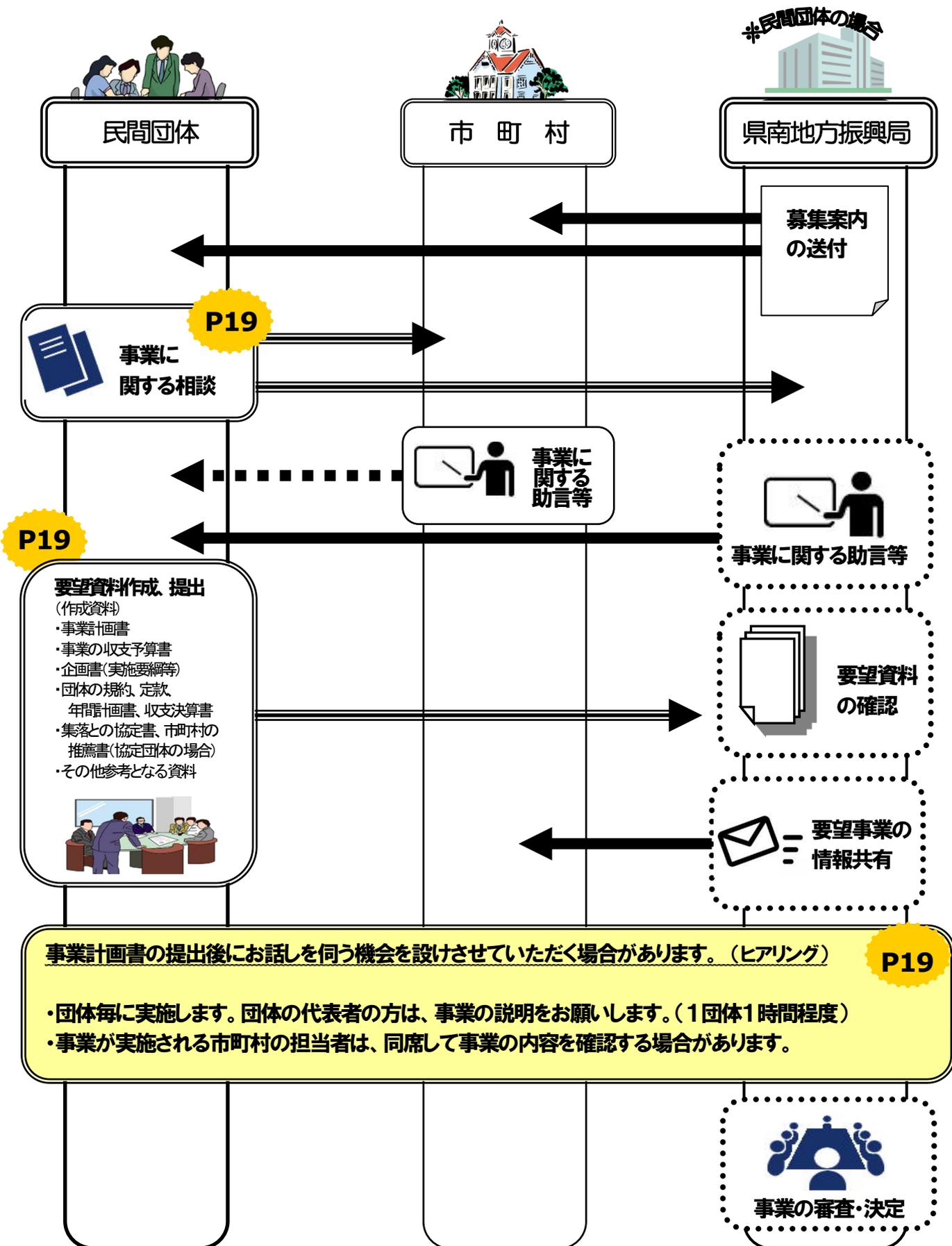
■対象とならない事業

- ① 国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが可能な事業（他の補助金等が活用可能なもの）
- ② 他の補助事業に対するかさ上げ補助にあたる事業。
- ③ 既の実施している事業に対する財源振替にあたる事業。
- ④ 市町村等に対する財政援助的補助にあたる事業。
- ⑤ 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業。
- ⑥ 営利を目的とした事業や実施主体の営業活動との区別が不明確な事業。
- ⑦ 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業。
（ただし、過疎・中山間地域活性化枠に係るものを除く。また、市町村枠において、市町村から外部団体に委託することが有効である場合など、やむを得ない場合は対象とします。）

■対象とならない経費

- ① 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ② 他からの転用が可能と認められる機械装置等（パソコン、iPad、冷蔵庫 他）
- ③ 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- ④ 人件費（ただし、当該補助事業のために臨時に雇用される者の賃金を除く。）
- ⑤ 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費、会場代等の経費
- ⑥ 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- ⑦ 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- ⑧ 敷金等の後日返金される経費
- ⑨ 設計費（ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠の場合を除く。）
- ⑩ 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
例）団体所有の自動車に給油したガソリン代など
- ⑪ 商品券や図書券等の金券代（ただし、社会通念上相当と認められる金額であり、かつ地域振興に資すると判断される場合で、県南地方振興局が事前に認めたものを除く。）
- ⑫ 賞金等の現金給付
- ⑬ 他団体への負担金、補助及び交付金（ただし、過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）において必要と認められる場合はこの限りではない。）
- ⑭ 事業着手日（事業計画書での計画期間の初日）以前に契約したもの
- ⑮ 支出経費の内訳が不明のもの（明細書等のないもの。）
- ⑯ 他の都道府県・外国との交流事業における旅費（採択されたサポート事業の趣旨に合致するものを除く。）
- ⑰ 事業主体の構成員（個人・法人）への支出経費（ただし、県南地方振興局がやむを得ないと認めたものを除く。）
- ⑱ 各種団体及び施設に係る運営費に対する補助。（実施団体の事務所借上料、補助対象事業以外での通信費や物品費等）
- ⑲ 土産代（講師等に対して謝金を支出しない場合に、謝礼として渡す場合を除く。）
- ⑳ 仮設トイレ、テント等のリース可能な物品の購入経費（ただし、リースするよりも購入した場合に導入のメリットがあり、かつ適正な管理が認められるものを除く。）
- ㉑ 市町村の義務的経費及び施設等の維持補修費。（市町村枠のみ）

地域創生総合支援事業（サポート事業） （事業の募集から決定まで）の流れ



地域創生総合支援事業（サポート事業）の流れ （事業決定から事業終了まで）

